

新型コロナウイルス感染症対策に関する 学生の行動ガイドライン(改訂版)

1. 学内での感染症防止対策について

(1)3密(密閉・密集・密接)の回避

- ・教室、実習室では、密閉空間にならないよう、こまめな換気を意識してください。
- ・教室入口の扉は常に開放(冷暖房時はこまめに開閉)してください。
- ・空調(冷暖房)が入る場合は、授業中に1回2方向のドアや窓を同時に開け、5分程度の換気をしてください。
- ・マスクは必ず各自で持参し、通学時、授業中など学内外で常に着用してください。
- ・多人数で密集せず、周囲となるべく距離をとることが基本です。近距離での会話や発話が必要な場合は、飛沫を飛ばさないようマスクやフェイスシールドを着用してください。
(夏期は気温・湿度が高いと熱中症のリスクが高まりますので、十分にご注意ください。)

(2)消毒、検温、健康管理

- ・登校時や休憩時間には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。
- ・アルコール消毒液は、学舎の各入口および各階エレベーターホールに設置しています。
各フロア(清潔エリア)に入る前には、必ず手洗い、アルコール消毒をしてください。
- ・実習用ウェアや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・登校前に毎朝各自で検温を行い、結果を「がプリ(My iD)」で報告してください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・マスクの着用や換気に伴い、熱中症には十分気をつけ、こまめに水分補給をしてください。
- ・学内で身体の異常を感じたら、教職員または保健室にすぐ相談してください。

(3)授業時の対策

- ・授業時の教室での着席は、空間を確保するため全席指定で行います。
- ・フェイスシールドの着用は、授業の形態に応じ、教員の指示に従って適切に使用してください。飛沫を防ぐため、特定の科目でフェイスシールドの着用を必須とします。

(4)エレベーターの利用制限

- ・エレベーターは、3密空間になりますので、定員を 4 名とします。また、エレベーター内では、会話をしない、向い合わせにならないなど感染防止を心がけてください。
- ・登校時 4 階までは階段を利用してください。休憩時間も3フロア以内の移動は階段を利用してください。

2. 昼食時の注意点について

(1) 手洗いの徹底

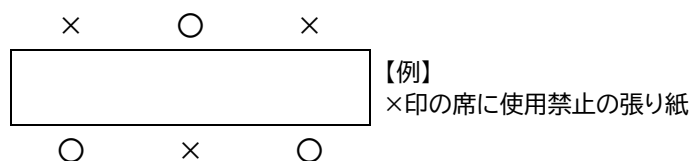
- ・昼食をとる前に、石鹸と流水による手洗いを必ず行ってください。手を拭くためのハンカチも忘れず持参してください。

(2) 食事場所の分散化

- ・学内で昼食をとる際は、以下のルールで、「講義教室」や1階「ラウンジ」「オアシス」を利用してください。
 - ①2講時に授業がある場合は、そのままその講義教室で昼食をとってください。教室で食事をとるときも、人との距離を十分に保ってください。
 - ②実習室での飲食は禁止です。2講時が実習室で授業の場合は、ラウンジ、オアシスを利用してください。
 - ③2講時に授業がない場合は、ラウンジ、オアシスを利用してください。
- ・食後のゴミは放置せず、各階にあるゴミ箱に捨て、使用場所を清潔に保ってください。

(3) 「ラウンジ」での着席方法

- ・昼食時は、限られた時間帯に大勢の学生が集中することで、濃厚接触の危険性が高くなります。ラウンジでは、着席する際に向い合せや近接にならないよう、「使用禁止」の張り紙をし、ソーシャルディスタンスを保って座ることを義務づけています。



- ・飛沫感染を防止するため、食事時の会話は控えめに、短時間で食事を終えるようにして、席を次の人に譲ってください。
- ・席取りのために事前に荷物等を椅子や机に置くことは禁止します。

(4) 昼食時間の分散化

- ・ラウンジ、オアシスは昼休み時間(12:10～13:00)が最も混雑します。昼休み前後の授業が無い等、空き時間がある場合は、時間をずらして昼食をとるようご協力ください。

3. 感染防止を意識した行動について

(1) 学外での行動について

- ・「新しい生活様式」を意識した過ごし方を心がけてください。自身が無症状や軽症でも、身近な家族や友人を感染させる可能性があります。
- ・感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、普段の生活において正しい知識を身につけましょう。
- ・陽性者との接触等の情報を通知し感染を予防する、国の接触確認アプリ(COCoA)、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)、京都市の新型コロナあんしん追跡サービス等を活用してください。

- ・アルバイトをする場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従ってください。
- ・食事や飲み会の参加の際は、「きょうと5ルール」を徹底してください。
 - ①大人数を避ける。②2時間でお開きとする。③深夜の利用は控える。④ガイドライン遵守店舗を利用する。⑤「こころ」でのチェックインをルール化する。

(2)構内への立ち入りについて

- ・授業や行事が無い場合は、原則として構内への立ち入りはしないでください。用件がある際は、事前に教職員と連絡をとったうえで来校してください。
- ・クラブ・同好会等、課外活動は、引き続き禁止とします。活動再開の時期は改めてご案内します。

4. 感染の疑いがある場合の対応について

(1)発熱などの症状が出た場合

- ・自宅を出る前に自身の健康状態を確認し、咳、発熱等の症状があれば、無理をせずに自宅待機してください。体調が悪化するようなら、医療機関に相談し受診してください。
- ・学内で罹患者が判明した場合は、消毒のため本学施設を一定期間閉鎖しなければなりません。引き続き、自分の行動による影響を意識して過ごしてください。

(2)感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、陽性と判定された場合は、入院または自宅療養となり、登校することはできません。新型コロナウイルス感染症は「学校保健安全法施行規則」第18条に定める第一種感染症として、同第19条の規定に基づき出席停止になります。後日(治癒後)、教学部で「欠席届」を受け取り、記入して、速やかに各授業担当者に提出してください。
- ・以下の項目に該当することが判明した場合は、自宅待機となります。必ずクラス担任または教学部まで連絡してください。
 - ①本人または同居家族が、陽性者または濃厚接触者および PCR 検査を受ける人と接触*した場合
*接触とは、同じ職場・アルバイト先や学校のクラス等、同じ空間の近い場所で接したこと。
 - ②本人または同居家族が、濃厚接触者と判定された場合
 - ③本人または同居家族が、陽性者と判定された場合

池坊短期大学 教学部
電話番号 075-351-8595

◆京都市「新型コロナウイルス感染症 専用電話相談窓口」

電話番号 075-222-3421/受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

◆京都府「新型コロナウイルス感染症 専用電話相談窓口」

電話番号 075-414-4726/受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

※京都市・京都府以外にお住まいの方は、各都道府県の新型コロナウイルス感染症対策本部のホームページ等で専用相談窓口をお調べください。

以上